

## 蒲郡市届出避難所登録要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、蒲郡市地域防災計画に記載されている避難施設、地域避難場所及び福祉避難所（以下「避難施設等」という。）とは別に、市民が自主的に開設し、運営する避難所に対する支援を行うことにより、災害の初期や小規模の災害等における避難所を確保することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「届出避難所」とは、市民が自主的に開設し、運営する避難所として第5条の規定により登録を受けたものをいう。

### (対象とする施設)

第3条 届出避難所とすることができる施設は、公共施設を除く地域集会所及び会館等（以下「集会施設等」という。）のうち、災害の発生の危険性を勘案し、各種災害から避難する市民が身を守ることができる立地、構造等を有する次の各号のいずれにも該当する施設とする。

- (1) 各種災害（風水害等及び地震・津波）に対して安全を確保できる立地であること。
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）に対応した施設であること。
- (3) 30人以上の避難者を収容できること（有効避難面積60㎡以上）。

### (申請することができる者)

第4条 次条に規定する届出避難所の登録の申請をすることができる者は、総代等の届出避難所となる施設の権原を有する者とする。

### (登録申請等)

第5条 集会施設等について届出避難所としての登録を受けようとする者は、届出避難所登録申請書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは登録の可否を決定し、その旨を届出避難所登録結果通知書（第2号様式）により、申請を行った者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により届出避難所として登録をするに当たり、開設に関する条件を付することができる。

(標識の設置)

第6条 前条第2項の規定による登録を受けた申請者（以下「設置者」という。）は、市が交付する標識を当該集会施設等の分かりやすい場所に設置するものとする。

(運営及び費用負担)

第7条 届出避難所は、設置者が自主的に開設し、及び運営することとし、市は、原則として職員の派遣を行わない。

2 市は、届出避難所の登録を受けた集会施設等に対し、次に掲げる物品を当該各号に定める数量を限度として供与する。

- (1) 毛布 収容人員1人当たり1枚
- (2) 食料 収容人員1人当たり2食
- (3) 飲料水 収容人員1人当たり1リットル

3 前項各号に規定する物品を消費したとき又は備蓄食料の保存期間を超過したときは、市が不足分を補充する。

4 届出避難所の運営に係る経費は、設置者の負担とする。

(開設及び閉鎖)

第8条 設置者は、届出避難所を開設したときは、その旨を市長に報告しなければならない。

2 市長は、必要と認めるときは、設置者に届出避難所の開設を要請することができる。

3 設置者は、開設された届出避難所に市民、本市への来訪者等広く避難者を受け入れるものとする。

4 設置者は、届出避難所に避難した者があったときは、その人数等を市長に報告しなければならない。

5 設置者は、届出避難所を閉鎖したときは、その旨を市長に報告しなければならない。

(避難施設等との関係)

第9条 届出避難所を開設中に避難施設等が開設された場合においても、届出避難所の開設を継続することができる。

(登録内容の変更)

第10条 設置者は、登録内容に変更があったときは、その旨を届出避難所

登録内容変更届出書（第3号様式）により市長に届け出るものとする。

（登録の廃止）

第11条 設置者は、届出避難所としての登録を廃止しようとするときは、届出避難所廃止届出書（第4号様式）により市長に届け出るものとする。

（登録の取消）

第12条 届出避難所の登録後、当該届出避難所周辺の環境の変化、土砂災害警戒区域の指定、市が指定する水害危険予想箇所の追加その他の事情の変化により、当該届出避難所に災害の発生の危険性が生じたと判断される場合又は前条に規定する届け出があった場合は、市長は当該届出避難所の登録を取り消すことができる。

2 市長が前項の規定により登録を取り消したときは、届出避難所登録取消通知書（第5号様式）により設置者に通知するものとする。

（研修、訓練等）

第13条 設置者は、届出避難所を利用すると想定される地域住民に対して研修、訓練等を実施し、届出避難所の利用に関する理解を深めるよう努めるものとする。

（事故等の損害賠償等）

第14条 届出避難所の運営又は利用に伴う事故等によって生じた損害については、市はその責を負わない。

（補則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。